

兵庫県悪性新生物(がん)登録事業実施要領等の改正の概要

兵庫県悪性新生物届出票(地域がん登録)にかかる電子データでの受理に伴い、その届出回数や届出様式を改正する。また、地域がん登録が全都道府県で実施されることを機に、事実上運用している県外在住がん患者届出票の取扱いなどの規定を整備する。

1 患者届出票の届出回数や届出票様式の改正

(1) 届出票の提出回数を、1腫瘍につき1回限りとする。

※既届出患者は、死亡されてからの提出は不要となります。

(2) 人口動態調査死亡小票の提出時期を原則、毎月とする。

※健康福祉事務所(保健所)の件数に応じ四半期毎等の提出を可能とする。

(3) 届出票様式の病期の「その他」欄の見直し

病巣の広がり(進展度)の記載があれば、「その他」欄の記載は不要とする。

「その他」欄の説明文を改正する。

2 県外在住の患者届出票の取扱い

県外居住がん患者届出票が提出された場合は、当該住所地を管轄する都道府県がん登録室に届出票を提供できる規定を整備する。

3 電子データによる届出票の受理

紙による届出票のほか、電子データによる届出を可能とする規定を新たに設ける。

[留意点]

当面の運用は、院内がん登録を実施している医療機関で、かつ、対象データを、次のとおり限定する。

A：院内がん登録ソフト Hos-CanR（国立がん研究センターが無償提供）で作成された電子データ

B：Hos-CanR以外の登録ソフトを活用している場合は、Hos-CanRにより地域がん登録用に変換した電子データ

※具体的な提出方法等については、別紙「地域がん登録届出票の電子データによる提出方法について(取扱い)」等を参照。

4 登録の拒否及び登録情報の削除に係る手続き等の整備

実施要領4(8)に規定されている「本人関与の仕組み」に関する規定を整備する。

5 施行日

平成25年4月1日